

海岸事業における便益の計測について

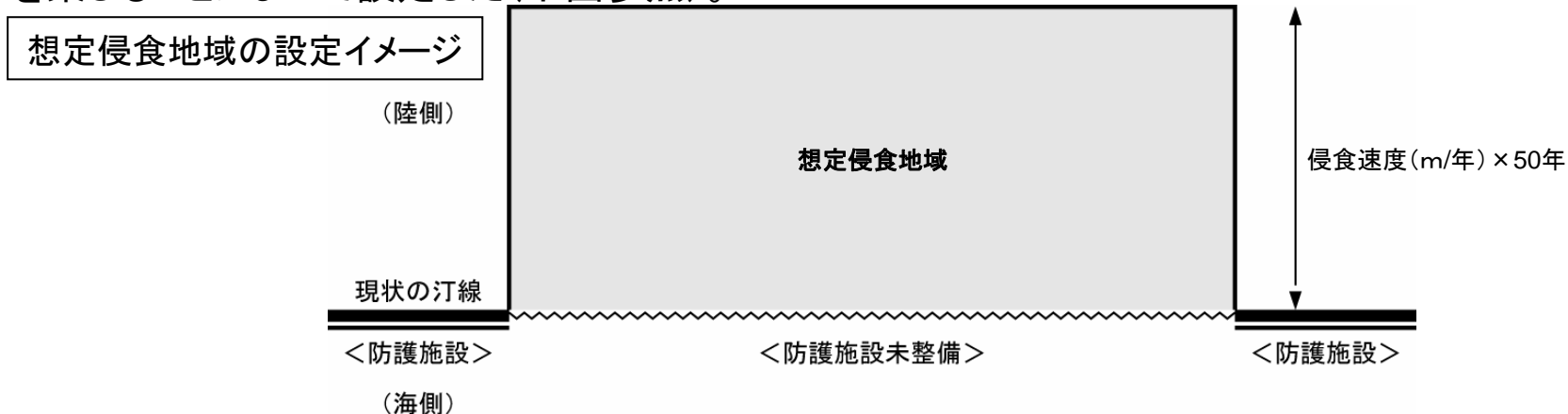
参考資料-2
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成23年度第5回

①侵食防止便益

「指針」p.21に基づき、侵食が予想される地域(想定侵食地域)内の**土地**及び恒久的な施設である**家屋、公益事業等の償却資産**を評価し、被害率を勘案して被害軽減額を算定した。

【想定侵食地域】

「指針」p.55より、明治26年～昭和30年の侵食実績から工区別の年平均侵食速度(m/年)を設定し、初期汀線から陸側へ年平均侵食速度に50年(海岸保全施設の耐用年数から設定)を乗じることによって設定した(下図参照)。



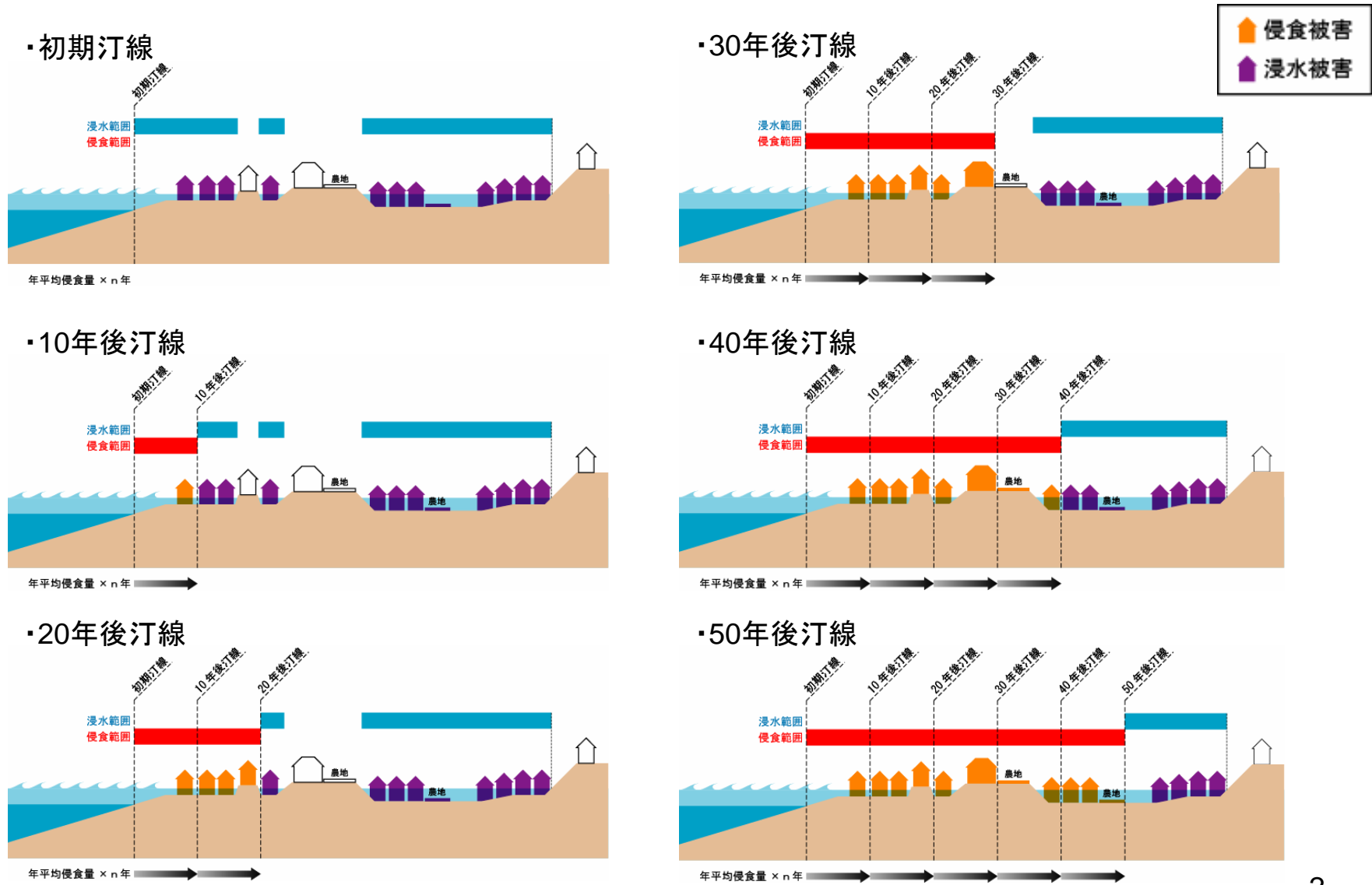
②浸水防護便益

「指針」p.21に基づき、浸水が予想される地域(想定浸水地域)内の**一般資産、農作物、公共土木施設、公益事業等の資産**を評価し、被害率を勘案して被害軽減額を算定した。

【想定浸水地域】

平成15年度の事業再評価において実施された氾濫解析結果をもとに、各工区の事業完了年度における浸水便益を防護機能の評価結果から設定した。

東播海岸では海岸保全施設が侵食防止と浸水防護の両方の機能を果たしている(複合便益)。複合便益の算定にあたっては両便益の二重計上をしない。



〈複合便益のときの被害数量計測のイメージ〉